

資料

答申（第170号～第195号）

答申第170号（平成16年4月20日付）

「都計法32条に基づく開発許可申請、協議に関する文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

（県土整備部建築開発室）

対象公文書

権利者の同意証明書、印鑑証明書・法人の残高証明書、納税証明書

争点

実施機関は、法律上全員の同意を必要としていない以上、開示することにより誰が開発に同意したかがわかるとして個人情報で非開示とし、また、法人の残高証明書と納税証明書については、明らかに内部情報であり法人情報に該当するとして非開示としました。異議申立人は、関係地権者の同意は開発行為の重要な要素であるので、適正な開発行為であるかどうかを確認するために、同意証明書の正当性を確認する必要があり、法人の残高証明書等についても施工能力等を確認する必要があるから、開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

同意証明書については、法律上必要とされているのは相当数の同意であり、開示することにより当該開発行為に同意している個人が識別されると認められることから、個人情報に該当し非開示が妥当であるとしました。法人の残高証明書・納税証明書については、明らかに法人の内部管理情報であり、法人情報に該当するとして非開示が妥当であると答申しました。

答申第171号(平成16年5月18日付)

「自閉症・発達障害支援センターの厚生労働省協議書のうち職員に関すること」の部分
開示決定に対する異議申立事案

(健康福祉部障害福祉室)

対象公文書

自閉症・発達障害支援センターの厚生労働省協議書のうち職員に関すること

争点

実施機関は、民間社会福祉施設の職員については、氏名、取得資格、経験などについては、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから個人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、民間の職員にかかわらず、資格や経験等の説明を行う必要があるとして、年齢・学歴を除き開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

氏名等の記載内容は一般的には個人に関する情報であるとの実施機関の主張も理解できないわけではないが、当該センター事業は県が直接実施する事業と同程度の公益性の高い業務であると認められる。また、今回非開示とした情報も、事業を行う上で重要な情報であり県としての説明を行う必要があると認められることから、これを開示しても、個人のプライバシーをみだりに公にすることにはならないとして、非開示とした判断は相当でないとししました。

答申第172号(平成16年5月26日付)

「RDF 事故に関する監査委員の監査結果報告書と記録」の部分開示決定に対する異議申立事案

(監査委員)

対象公文書

三重ごみ固形燃料発電所に係る監査提出書類 他

争点

実施機関は、業者の従業員の氏名等については個人情報に該当するとし、企業庁が警察に押収された公文書のコピーについては、監査事務の適正な執行に支障が出るとして事務事業情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、個人氏名については報道等で明らかになっているものであり、爆発事故の原因解明等について責任を果たすべきであるから開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

業者の従業員氏名等については、報道等で明らかにされた事実は認められず、個人情報に該当し非開示が妥当であるとしてしました。また、警察に押収された公文書についても、開示することにより実施機関との信頼関係を失い、今後の適正な監査事務に支障を及ぼす恐れが認められるとして、事務事業情報に該当し、非開示が妥当であると答申しました。

答申第173号(平成16年5月26日付)

「仮設用道路等建物敷地のための農地の一時転用許可に関する全ての文書」の部分開示
決定に対する異議申立事案

(農水商工部農地調整室)

対象公文書

土地一時使用等賃貸借契約書

争点

実施機関は、対象文書中の金額、補償額については、個人に関する情報であるとして、個人情報に該当し非開示としました。異議申立人は、金額、補償額については、公共補償基準により算定されているか確認する必要があり、また、農業委員会で公開されているのだから全面公開されるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

非開示とした情報は、農業委員会で公にされているものではなく、また、土地貸借契約を結んだ個人が受け取る賃料であり、個人の私生活上のプライバシー性が高いと認められ、民間事業者と個人との間での自由な意思により締結されたものであるから、これらを開示する公益性も認められず、個人情報に該当し非開示が妥当であると答申しました。

答申第174号(平成16年6月22日付)

「農地法第43条第2項に基づく『知事が行った仲介』が確認できる書」に関する公文書不存決定に対する異議申立事案

(農水商工部農地調整室)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、知事による和解の仲介は、管轄する市町村農業委員会から申し出があった場合に行うものであって、そのような事実がない以上これに係る文書は存在しないと主張しました。一方、異議申立人は、当時の農政部が農地法に基づき行った事案であるから、不存在であるとした処分理由は不当であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

農地法に基づく知事による和解の仲介の事実がないとし、また、一般的な住民サービスの一環として何らかの仲介的な行為があったとしても、そのような文書は存在しないとする実施機関の主張には理由があり、不存在決定は妥当であると答申しました。

答申第175号(平成16年6月22日付)

「紀勢町特定地番と奥川に関する土地境界確認申請の現在までの経緯が確認出来る書」
の部分開示決定及び公文書不存在決定に対する異議申立事案
(県土整備部公共用地室、河川室)

対象公文書

境界立会経過報告関係書類等

争点

実施機関は、請求者を除く個人名については個人情報に該当するとして非開示としました。また、その他請求者が求める文書は存在しないとして不存在決定を行いました。これに対し、異議申立人は、請求者名のみ開示したことは違法であり、その他請求している文書は保有しているはずであり、不存在決定を取り消すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

個人情報については、実施機関に一部不適切な対応は見られるものの、自己の名前が開示されるからといって他の個人名も開示する理由にはならず、非開示が妥当としました。また、不存在決定については、公文書の保存期間が満了したことや、そもそも受理していないなど、実施機関の説明に不自然な点はなく、不存在妥当であると答申しました。

意見

「写しによる開示はやむを得ないと判断したが、本件のような異議申立人が開示を受ける毎に原本での閲覧を強く求めている場合、事務処理に伴う労力を考慮したとしても原本にて閲覧が可能なものは、出来る限り原本での開示が望まれる。実施機関、開示請求者の双方が公文書の特定に互いに協力しながら、情報公開制度の運用が円滑に行われるよう努めるべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第176号(平成16年6月22日付)

「紀勢町特定地番と奥川に関する土地境界確認申請の現在までの経緯が確認出来る書」
の公文書開示決定及び部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部公共用地室、河川室)

対象公文書

境界立会経過報告等

争点

異議申立人は、同一の開示請求に対し、既に不存在決定を行いながら、その後開示決定を行うなど、相反する処分を行っており、これらの処分は取り消されるべきであると主張しました。これに対し、実施機関は、異議申立人との協議の中で文書特定をしていたが、条例14条の期限内に延期処分を行うことは不可能であり、仮に原決定を取り消して再度決定を行っても実質的に意味はなく、当該処分により異議申立人の権利、利益が侵害されるわけではないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

実施機関の開示に至る一連の手続きを厳格にとらえれば、事務手続き上の不備があるとする異議申立人の主張も理解はできる。しかし、実施機関が条例の趣旨に沿って異議申立人が知りたい情報を遅滞なく開示しようとする姿勢は認められ、改めて決定を行ったとしても、異議申立人にとって必ずしも最良の方法とはいえない。また、不存在とする部分についても不自然な点は認められず、形式的な不備はあるものの、決定を直ちに打消すべき程度の手続き上の誤りがあったとは言えないと答申しました。

意見

「情報公開制度への信頼をより一層確保する意味においても、実施機関、開示請求者の双方が公文書の特定に互いに協力しながら、情報公開制度の運用が円滑に行われるよう努めるべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第177号(平成16年8月17日付)

「流域下水道管渠工事に関するVE提案に係る文書」の部分開示決定に対する異議申立
事案(特定工区以外の工区でのVE提案に係る文書等の不存在に対する異議申立事案)

(県土整備部下水道室)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は受注者からのVE提案は無かったことからこれに係る文書は保有して
いないため不存在であると主張しました。異議申立人は、実施機関はVE提案の方が
高価となったため採用しなかったなどと説明をしながら、それを検討した文書は無いと
するのはおかしいと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

発注者が受注者に対し、VE提案を求めるよう何らかの働きかけを行うのは望まし
いが、VE提案の対象工事であっても、VE提案を義務付けられているものではない
以上、提案を受けていないことにより文書が不存在とする実施機関の主張に不自然な
点は認められないとして、不存在が妥当であると答申しました。

答申第178号(平成16年9月28日付)

「ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会議事録、資料」の公文書非開示決定及び公文書不存在決定に対する異議申立事案

(環境森林部資源循環室)

対象公文書

ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会議事録、資料 他

争点

実施機関は、最終報告書として確定する前の情報であったり、事故調査にあたって相手先の協力を得て行うものであり、これらを開示することで今後の安全対策事務に支障が出るとして、事務事業情報に該当するとして非開示としました。また、審議を録音したテープ等はその都度消去するため不存在としました。一方異議申立人は、実質的で具体的な支障であることが必要なことから、これらに該当せず開示すべきと主張しました。不存在としたテープについても、最後の審議は残されているはずであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

事務事業情報については、一部県HP上で公開されているものを除き、委員との信頼関係を失ったり、相手方の任意の協力を得られなくなったりするなどの理由で、今後の事務事業に支障が出るということが認められるとして、非開示妥当としました。不存在決定については、テープとはICレコーダーであり、部全体の共有品で上書き消去されたという主張には不自然な点はなく、不存在は妥当であると答申しました。

答申第179号(平成16年9月28日付)

「療育手帳保有者数及び知的障害者数が記載されている文書他」の公文書開示決定に対する異議申立事案(開示請求に係る文書の特定に誤りがあるとの異議申立事案)

(健康福祉部障害福祉室)

対象公文書

文書の特定に誤りがあるとの異議申立のためなし

争点

実施機関は、療育手帳の交付制度上、知的障害者の実数把握は困難で文書も存在しないとして不存在と主張しました。異議申立人は、文書特定に誤りがあるとして、不存在を取り消すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

知的障害者の定義が法律で明示されておらず、仮に知的障害者を定義したとしても、職権で知的障害者数を調査することは、人権への配慮上問題があり、実際にもそのような仕組みにもなっていないことから、実施機関の主張に不自然な点はなく、不存在妥当であると答申しました。

答申第180号(平成16年10月1日付)

「公共事業の委託に関する随意契約指針、取扱基準」に関する公文書不存在決定に対する異議申立事案

(県土整備部建設業室)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、公共事業の委託に関する随意契約については地方自治法施行令に基づいて契約を行っているため、委託基準や取扱基準などは存在しないと主張しました。異議申立人は、委託基準が何もないとは考えられないと主張しました。

答申の骨子

結論：認容

公文書の特定の段階で請求の対象公文書の内容について、異議申立人と実施機関の双方の認識に相違が存在しており、公文書の特定が不十分であったとして不存在決定を取り消し、再度特定作業を行い、改めて決定を行うべきであると答申しました。

答申第181号(平成16年10月1日付)

「公共事業の委託料支払に関する取扱基準及び委託先の会計調査に関するもの」に関する
公文書不存在決定に対する異議申立事案

(県土整備部建設業室)

対 象 公 文 書

不存在のためなし

争 点

実施機関は、公共事業の委託料支払に関する取扱基準については作成しておらず、委託先の会計調査に関するものについては、異議申立人との文書特定の過程で請求の対象外としたと主張しました。異議申立人は、委託料支払いに至る手続規則が全く無いとは考えられないと主張しました。

答 申 の 骨 子

結論：一部認容

公共事業の委託料支払に関する取扱基準については、不存在は妥当としました。委託先の会計調査に関するものは文書特定の過程で対象外となったとしているが、双方で事実認識に食い違いが生じており、異議申立人の請求の意に反しており、これに対する決定がなされていないことから、再度文書特定の上決定すべきであると答申しました。

答申第182号(平成16年10月19日付)

「伊勢市の雨水排水ポンプ場の事故について分かる全ての文書」の部分開示決定に対する
異議申立事案

(県土整備部下水道室)

対象公文書

管理技術者・照査技術者選任通知書 他

争点

実施機関は、住所、生年月日、学歴等は個人に関する情報であるため、非開示情報に該当すると主張しました。異議申立人は、印鑑証明の代表者の生年月日は文書の真性を担保する必須条件である。また、建設コンサルタントのRCC登録証・技術士登録における生年月日を非開示とすることは、本人確認を担保できない等として、個人情報だからという理由で非開示とすることは、公契約の正当性や履行の確保義務についての責任を免れるための手段の布石にすぎないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

生年月日、住所、学歴等の個人情報を、あえて開示する公益性は認められない。法人の印鑑証明書に記載されている代表者の生年月日も、個人情報に該当すると認められる。よって、非開示が妥当であると答申しました。

答申第183号(平成16年10月19日付)

「警察署が執行した特定の者に対する逮捕状(写し)」の非開示決定に対する審査請求
事案

(警察本部捜査第一課)

対象公文書

特定人に係る逮捕状

争点

実施機関は、対象公文書は訴訟に関する書類であるため、条例の適用除外文書に該当し非開示であると主張しました。これに対し、異議申立人は訴訟に関する書類には該当せず、開示すべきだと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

逮捕状については、刑事訴訟法において「訴訟記録」を閲覧することができ、刑事訴訟法に従い開示・非開示の判断がなされるのが相当であり、本件対象公文書は条例第48条により適用除外とされる公文書であるとして非開示妥当と答申しました。

答申第184号(平成16年10月19日付)

「特定の者に対する告訴状(写し)」の非開示決定に対する審査請求事案

(警察本部捜査第一課)

対象公文書

告訴状の写し告訴状の写し

争点

実施機関は、対象公文書は訴訟に関する書類であるため、条例の適用除外文書に該当し非開示であると主張しました。これに対し、異議申立人は訴訟に関する書類には該当せず、開示すべきだと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

告訴状については、刑事訴訟法において「訴訟記録」を閲覧することができ、刑事訴訟法に従い開示・非開示の判断がなされるのが相当であり、本件対象公文書は条例第48条により適用除外とされる公文書であるとして非開示妥当と答申しました。

答申第185号(平成16年11月5日付)

「特定法人の処分場の増設にかかわる事前協議の事項についての一切の情報」の部分開示決定に対する異議申立事案

(環境森林部廃棄物対策室)

対象公文書

業務報告書、事業計画周知実施結果報告書 他

争点

実施機関は、産業廃棄物処理施設の増設に関して個人・法人が同意したか否かの情報は、秘匿性を有する個人情報・法人情報であるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、施設の性格から周辺住民の健康・生活等に及ぼす影響があることから、公益上開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

一部、個人情報該当部分で緻密さを欠いた対応があったものの、開示することにより特定の個人が識別され、財産上の権利利益を侵害するおそれが認められることから個人情報に該当し、また、公益上開示すべき理由もないことから非開示が妥当とした。法人情報についても、当該法人の正当な利益を害すると認められ、非開示が妥当とした。

意見

「今回争いとなった部分は、個人情報のみ該当するとの理由で一律に非開示としているが、内容によっては、法人情報に該当する情報と認められる部分も見受けられ、決定の際の事務手続きに緻密さを欠いた対応であったと言わざるを得ない。実施機関は、非開示の際は理由附記を求めている条例第15条第1項の趣旨を尊重し、条例の適正な運用に努めるべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第186号(平成16年11月5日付)

「工業団地造成工事に関する開発許可についての全ての文書」の部分開示決定に対する
異議申立事案

(県土整備部建築開発室)

対象公文書

事業主の残高証明書

争点

実施機関は、残高証明書については法人の経理上の内部情報であり、法人情報に該当するとして非開示としました。異議申立人は、事業の成否に関して重要な要素となる情報であるから開示すべきであり、一度閲覧させながら、複写に応じないなど開示対応に不満があると主張しました。

答申の骨子

結論：一部容認

実施機関が開示の最中に、開示のため提示した公文書の中から、本来非開示とすべき書類を抜き取って開示しなかったことについて、杜撰な対応であったとしながらも、これをもって開示すべき理由にはあらず、証明書の発行年月日等開示しても差し支えない部分を除き、非開示が妥当であると答申しました。

答申第187号(平成16年11月9日付)

「競争入札参加資格審査申請書(物件の買入れ等)及び添付書類」の部分開示決定に対する異議申立事案

(出納局出納総務室)

対象公文書

競争入札参加資格審査申請書の添付書類のうち決算報告書

争点

実施機関は、決算報告書中の中小項目は法人の経理上の内部情報であり、法人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、商法で公開が義務付けられているのだから、開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

商法で公開が義務付けられているのは、貸借対照表又はその要旨であり、いわゆる大項目までと認められることから、いわゆる中小項目については法人情報に該当するとしてしました。また、公益上公にすることが必要である情報とは認められないことから、非開示が妥当であると答申しました。

意見

「企業が添付書類を含んだ申請書を県に提出し、公共的な事業を受注するための入札参加資格を取得する利益を得る以上は、企業が公的にもその責任を負うという観点から、法人情報であってもできるだけ公にすることが望ましい。そのためには、実施機関は、申請書を受け付ける際に、予め申請者に決算報告書の基本的な書類である『貸借対照表』及び『損益計算書』について開示の是非を確認しておくなどの方策を講じることが望まれる。」との審査会からの意見がありました。

答申第188号(平成16年12月3日付)

「特定土地改良区換地図及び土地改良事業換地処分登記申請書」の公文書開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部農地調整室)

対象公文書

換地図(一部不存在)

争点

実施機関は、換地図については正当なものとして認可したものであり、土地改良事業換地処分登記申請書については、そもそも県が行っていないことから不存在であると主張しました。異議申立人は、開示された換地図は改ざんされたものであり、登記申請書が不存在ということにも疑問があると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

実施機関が開示した換地図以外に、正当な換地図は存在しないとする実施機関の主張に不自然な点は認められず、本決定は妥当であるとしました。また、登記申請書についても、土地改良区が行うものであるため、県に存在しないという実施機関の主張に不自然な点は認められず、不存在決定も妥当であると答申しました。

答申第189号(平成17年1月18日付)

「亀山市環境再生事業に関する補助金交付申請書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(環境森林部自然環境室)

対象公文書

環境保全施設整備費補助金交付申請書

争点

実施機関は、開示すると事業主体である亀山市の契約事務に支障が出るおそれがあることから、事務事業情報に該当し非開示としたと主張しました。これに対し、異議申立人は、補助金の交付決定があった段階で全面開示されるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

本件事業は、市から国へ直接申請がなされており、県が内容を審査・指導する仕組みにはなっていないこと、また、市においていまだ工事が発注されていない段階で、公にすることにより、予定価格が容易に推察されるおそれが認められ事務事業情報に該当するとして、非開示が妥当であると答申しました。

答申第190号(平成17年1月18日付)

「警察職員の人事案件に対する問題提起等のすべての情報」の非開示決定(存否を明らかにしない決定)に対する異議申立事案

(公安委員会)

対象公文書

存否応答拒否のためなし

争点

実施機関は、公文書の存否を答えるだけで、苦情申出者のプライバシーを侵害するおそれがあり、苦情申出制度に対する信頼関係を損なうおそれがあることから、それぞれ個人情報、事務事業情報を結果的に開示してしまうことになるため存否応答拒否としました。これに対し、異議申立人は、条例第11条(存否応答拒否)を安易に適用してはならないと主張しました。

答申の骨子

結論：認容

公文書の存否を明らかにすることで、苦情申出人が識別される恐れは認められず、匿名性の確保を前提に成り立っている苦情申出制度に支障を及ぼすとは言えないことから、本決定を取り消し、改めて開示・非開示の決定を行うべきであると答申しました。

答申第191号(平成17年1月21日付)

「特定土地改良区の土地改良法に基づく法定の文書の全部」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部農地調整室、団体検査室)

対象公文書

土地改良区の設立認可申請について、土地改良区の定款変更 他

争点

実施機関は、役員を含む個人の氏名等は個人情報に該当するとし、当該土地改良区の総会議事録や代表者の印影は法人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、土地改良区は公的な機関と同等の性格であるから、部分非開示処分は認められないと主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、個人の氏名や印影等は非開示が妥当としましたが、役員の氏名・住所は公報で公告されていることから法令により公にされている情報であり、役員候補者についても非開示とする理由はないことから開示すべきとしました。法人情報については、代表者の印影は開示しても支障がないとし、総会議事録についても、一部法人情報に該当する部分及び個人情報を除き開示すべきであると答申しました。

意見

「今回の決定は、2つの担当室が共同して行ったものであるが、一方の室において非開示とされている情報が、他方の室において開示されているなど、全体として一貫性がないと見受けられ、整合性を欠く対応であったと言わざるを得ない。実施機関は、情報公開制度への信頼を確保するためにも、条例の適正な運用に努めるべきである。」との審査会からの意見がありました。

答申第192号(平成17年1月21日付)

「分限審査委員会の定例会・臨時会の議事録」の部分開示決定に対する異議申立事案

(教育委員会事務局人材政策室)

対象公文書

教育委員会職員分限審査委員会議事録

争点

実施機関は、本件対象公文書を公開されると、真摯で率直な意見交換が行われなくなり、委員個人が審査対象者から曲解や恨みを買うおそれがあるとして、審議検討情報に該当し、非開示としました。それに対し、異議申立人は、当該案件は既に決定されており、中立性が損なわれるおそれはなく、委員会の審議、検討、協議に著しい支障が生じるおそれはないから、開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：認容

審査は既に終了していたとしても、今後同様の審査が行われる以上、議事録を開示すると事実に対する厳正な審査を行う分限審査委員会の本来の意義が損なわれるとする実施機関の主張を認めながらも、今回の事案に限れば、概要を取りまとめた程度のものであり、開示しても支障が生じるとは認められないことから、開示すべきであると答申しました。

答申第193号(平成17年1月21日付)

「採石場に係る始末書」の公文書開示決定に対する第三者からの異議申立事案

(県土整備部砂防室)

対象公文書

始末書

争点

実施機関は、本件対象公文書は事実行為の顛末とその反省が記載されているもので、法人情報には該当せず、また、公益上開示すべき理由もあると主張しました。これに対し、異議申立人(第三者)は、すべての部分は自社に関する情報であり、開示することで事業運営に重大な支障をきたすことになるとして非開示とするよう主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

実施機関が開示決定通知書に当該法人名を記載して通知したことについて、さまざまな対応であるとの苦言が出された上で、下記のとおり判断がなされました。

本件対象公文書は「報告内容」と「始末書を提出した法人の所在地、名称、代表者名」で構成されており、これは開示することで、当該法人の社会的評価を損なう情報であり、法人情報に該当するとしました。ただし、「報告内容」については、事実の顛末を公表することに公益上開示すべき必要性は認められ、開示すべきと答申しました。

答申第194号(平成17年2月23日付)

「特定の法人に対して交付決定された補助金の交付計画、時期、金額及びその根拠等の全ての文書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(農水商工部企業立地室)

対象公文書

産業集積促進補助金算定調書 他

争点

実施機関は、開示することで当該法人の他法人との競争上不利になる可能性が非常に高いとして、法人情報に該当し、非開示としました。これに対し、異議申立人は、当該法人には巨額の補助金が支給されているのだから、説明責任や費用対効果の観点からも、明らかにされるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

補助金の交付基準を満たしているかどうか確認できる部分(特定の時期における投下固定資産額や雇用者数など)については、開示することで企業活動に支障が出るというものではないことから、開示すべきであるとしました。また、水質汚濁防止法や建築基準法や当該法人のプレスへの発表資料など、すでに公にされている情報についても、法人情報には該当しないとして開示すべきであるとしました。その他の部分については、非開示が妥当であると答申しました。

答申第195号(平成17年2月23日付)

「特定の事件に対する捜査資料」の公文書非開示決定に対する審査請求事案

(警察本部捜査第一課)

対象公文書

捜査資料

争点

実施機関は、当該対象公文書が訴訟に関する書類に該当し、条例第48条で情報公開条例の適用除外とされるため、非開示としました。これに対し、審査請求人は、適用除外であっても法令上秘匿されるべき情報ではなく、捜査の妥当性や疑義について社会に説明し立証する義務があることから開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

本件対象公文書は、現に捜査中の捜査記録であり、訴訟に関する書類であると認められる。審査請求人は公益上開示すべきとの主張があるが、適用除外文書である以上、本条例により開示を求める根拠とはならず、非開示が妥当であると答申しました。